

## 全ての人の可能性を引き出す 共生社会の実現に向けた教育の推進

二松学舎大学教職課程センター教授 おかだ てつや 岡田 哲也



### 1 はじめに

千葉県教育庁特別支援教育課HPにある令和3年度の「千葉県の特別支援教育」によれば、令和2年度中学校特別支援学級卒業生1,092人のうち、高校へ進学した生徒は469人で、卒業生全体の43%であり、特別支援学校に進学した生徒は562人、51.5%であった。公私別ではおよそ半々、どちらにも知的障害の学級から70人～80人弱が入学していた。情緒障害の特別支援学級からは公私合わせて319人の生徒が入学していた。情緒障害の学級からは、特別支援学校にも94人入学していた。

平成16年度中学校特別支援学級卒業生は411人であり、高校進学者は91人で卒業生全体の22.2%であった。平成16年度と令和2年度を比較すると、特別支援学級卒業生の高校進学者が増えていることがわかる。

令和3年度の文部科学省学校基本調査によれば、中学校特別支援学級から高校への進学率は全国平均56.8%であり、千葉県よりも高い割合で高校へ進学していることがわかる。

一方で、千葉県教育庁学習指導課HPによれば、令和3年度千葉県公立高校入学試験において、2次募集人員数は全日制1,937人、定時制573人、入学候補者数全日制179人、定時制26人であった。定員に対する充足率は国立や私立を含めて約92%であった。学校基本調査から、全国平均は約88%であった。つまり、高校は、千葉県も全国的にも定員を埋め切れない状況であるため、知的障害の生徒も合格している状況であることがわかる。

通級による指導は、令和2年度文部科学省

特別支援教育課「通級による指導実施状況調査」によれば、千葉県では小学校6,918人、中学校572人であり、在籍者の約1.6%が通級による指導を受けており、全国平均約1.7%とはほぼ同じであった。千葉県の高校の生徒1学年5万人弱のうち、約1,000人程度は通級による指導を受けた経験、約500人弱は特別支援学級の経験があることとなり、合わせると1学年あたり約3%となる。

令和4年度文部科学省特別支援教育課「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」によれば、通常の学級に在籍する学習面又は行動面で著しい困難さを示す児童生徒は、小中学校で8.8%、高校で2.2%の教員が感じているとの報告がなされた。このうち、「授業時間内に個別の配慮・支援を行っているか？」という設問に対して、小中学校で54.9%、高校で18.2%が行っていると回答している。

### 2 権利条約の審査・改善勧告への対応

国連総会で平成18年に採択された「障害者の権利に関する条約」が我が国においても平成26年に批准された。約10年が経過し、国連の権利委員会による審査が行われ、総括所見改善勧告が出された。教育部分についてポイントを要約すれば、知的障害や発達障害・障害の重い児童生徒が通常学級で学べていないこと、特別支援学級が存在していること、特別支援学級の生徒が、在校時間の半分以上を普通学級で過ごしてはならないという令和4年に発出された文部科学省の通知の撤回、合理的配慮の提供の不十分さ、通常の学級を担



当する教員のインクルーシブ教育に対するスキルの欠如および否定的な態度等が述べられていた（国連HP）。

これに対して、文部科学大臣は令和4年9月に以下の所見を述べた（文部科学省HP要約）。

「文部科学省では、このインクルーシブ教育システムの実現に向け、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごす条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備、これらを両輪として取り組んできた。特別支援教育への理解の深まりにより、特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒が増えている中で、多様な学びの場において行われる特別支援教育を中止することは考えてはいないが、勧告の趣旨も踏まえて、通級による指導の担当教員の基礎定数化の着実な実施などを通して、インクルーシブ教育システムの推進に努める。特別支援学級の児童生徒が学校時間の半分以上を普通学級で過ごしてはならないという文部科学省の通知は、通常学級での学習が可能なら特別支援学級から通常学級に移して、共に学ぶことを大切にすることが趣旨である。」

文部科学省がこれまで行ってきた日本型のインクルーシブ教育システムをつくり上げていこうとする姿勢がよくわかる所見であった。

### 3 教員に求められる資質・能力

昨年度の千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考の共通問題「教職教養」で小・中・高・特別支援学校の学習指導要領の問題が全員に課された。特別支援の問題は、障害の改善や克服、環境の改善の指導内容である専門性の高い「領域」である「自立活動」であった。

問題構成の趣旨について、どの校種の教員になっても、発達段階を考慮した指導と困難さのある児童生徒に必要な指導と適切な支援ができる教員を採用したい、こういう問題を作成することで今後受験してくる人々に求める資質・能力とは何かを考えて欲しい、とい

う願いがわかる。

高校には前述したように、小中学校で通級による指導を受けていたほぼ全ての生徒と特別支援学級で学習した約半分の生徒が在籍している。他にも、障害の認定を受けてこなかった生徒、新たに病気や障害を持つことになった生徒等が在籍している。進路選択に際して、適性にあった進学や就職、障害者手帳を持っていた上での通常の就職、障害者手帳を用いた障害者雇用での就職、就労移行支援等の福祉サービスの活用、障害基礎年金の申請や再就職につながる相談支援との連携等、高校の教員は生徒の卒業後の人生の方向性を担っている。

小中学校の特別支援学級を卒業して特別支援学校に進学した生徒の大半が就労または就労の準備のための関係機関に進路選択をしている。就労や福祉サービスを継続して、安定した生活をしていくには、精神的な安定と趣味を含めた生活の充実が欠かせない。障害のある児童生徒の高校段階修了後の生活の充実のために、小中学校の先生方が積み上げてきた本人及び保護者の障害の受容、愛着形成、係活動等による役割意識、社会的承認等のキャリア形成が大きな役割を果たしている。精神的に安定しており、生活が充実している生徒は就労場所での継続率や生活の満足度が高い、という研究結果もある（流山高等学園）。

今年度の新規採用者から各大学では「特別支援教育概論」を全員が学修している。いずれ学習指導要領の各教科に知的障害の内容が加わり、どの教室でもさらに発達段階を踏まえた教育を行うようになることは想像に難くない。全ての新規採用教員が10年を経過する頃までに特別支援教育の現場の経験ができるよう人事交流を行う方向も文部科学省から発信された。どの校種でも一人一人の能力・特性に応じた個別最適な教育を行うことができる教員を育成することが鍵となる。

## 千葉県の特別支援教育

### 県教育庁教育振興部特別支援教育課

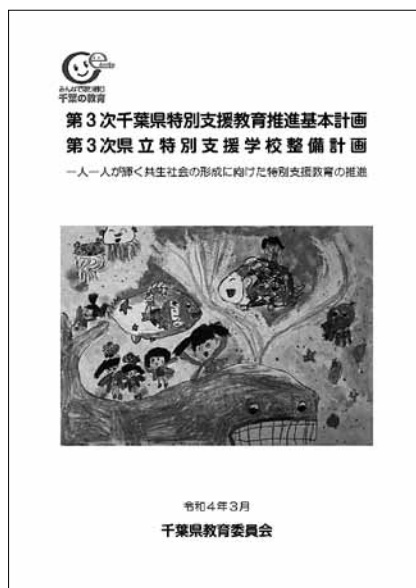
#### 1 はじめに

平成19年度から始まった特別支援教育は、今年4月で17年目を迎えた。この間、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止はもちろん、本人や保護者から意思表示された合理的配慮の提供が義務化された。すべての学校で特別支援教育を実施するという考えは当たり前のものとなったように感じるが、千葉県の状況はどうだろうか。

本稿では、特別支援教育に関する国の動向を踏まえ、千葉県の特別支援教育の取組について紹介する。

#### 2 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画

令和4年3月、千葉県教育委員会では、第3次千葉県特別支援教育推進基本計画を策定した。



第3次千葉県特別支援教育推進基本計画

国が示す共生社会の形成に向けた特別支援教育の理念を踏まえるとともに、第2次計画の基本的な考え方を引き継いでいる。さらに共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会を構築するという考えを推し進めるものである。

本計画は、障害のある幼児児童生徒に対する教育のみに着目するものではない。障害の有無に関わらず、誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築の基礎を培う教育の実現を目指しており、これを「一人一人が輝く共生社会の形成」としている。

幼児児童生徒一人一人のより良い成長には、最も身近な理解者であり支援者である保護者が、元気に活力ある生活を送っていくことが重要である。家族も含めて「一人一人が輝く」ように取組を推進している。

基本的な考え方を踏まえ、第3期千葉県教育振興基本計画に示されている「千葉県教育の目指す姿」の実現に向け、本計画では5つの「重点項目」を挙げ、その下に25の「主な施策」、更に130の「具体的な取組」を配置している。本計画はホームページにも掲載しているので、ぜひ、目を通して、特別支援教育の推進に取り組んでいただきたい。



### 3 小中学校、高等学校における特別支援教育の充実

#### (1) 「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」

令和4年12月に公表された文部科学省が行った「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果では、通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は、小中学校において推定値8.8%、高等学校においては推定値2.2%となっている。本調査は専門家による診断や医師による診断によるものではなく、学級担任等が記入し回答したものであることに留意が必要であるが、全ての通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があることは明らかである。

そのための環境整備として、小中学校の通級による指導に係る教員定数の基礎定数化の確実な実施や、高等学校における通級による指導の制度化（平成30年度）等により、通級による指導の体制の充実を図るほか、通常の学級において、合理的配慮の提供や、特別支援教育支援員による支援などが行われている状況にある。

#### (2) 高等学校における特別支援教育

千葉県でも平成30年度から高等学校における通級による指導が開始され、令和3年度から10校の県立高等学校で実施されている。実施校の担当教師が、在籍する生徒を対象に指導を行う「自校通級」を原則としているが、実施校以外の学校からも指導の要望があり、令和5年度から他校の通級指導教室に担当教師が巡回し、指導を行う「巡回指導」も2校で実施している。

通級による指導の対象となるのは、言語障

害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の生徒で、通常の学習におおむね参加でき、一部特別な指導（自立活動）を必要とする程度のものになる。「自立活動」の内容は、生徒それぞれの困っていることを改善するための内容だが、周囲の人たちとうまく関係をつくるにはどうしたらよいか、感情をコントロールできるようになるためにはどうしたらよいか等、生徒一人一人に合わせた方法を工夫しながら指導を行っている。

県立高等学校における通級による指導実施校 令和5年5月現在	
(自校通級)	幕張総合高等学校
千葉大宮高等学校	船橋豊富高等学校
松戸向陽高等学校	松戸馬橋高等学校
佐倉南高等学校	佐原高等学校
長生高等学校	君津青葉高等学校
袖ヶ浦高等学校	
-----	
(巡回指導)	泉高等学校 柏南高等学校

高等学校でも通級による指導を受ける生徒が年々増加し、自立や社会参加を図るために必要な力を身につけ、通常の学級における授業の理解促進や生徒指導上の問題解決につながっている。また、生徒本人の学習意欲や自己肯定感の向上につながる効果が期待されている。教員や保護者にとっても、学校全体で特別支援教育に取り組む体制が整備され、特別支援教育に対する理解が深まり、関係機関とのネットワークが活用できるといった効果が期待されている。

本県では、通級による指導のほかに、県立高等学校に在籍する生活全般に介助を要する生徒に対して、特別支援教育支援員を配置している。移動支援や技能教科や実技教科等で

の学習の補助を行っている。この支援により他の生徒と共に学習や学校行事に参加することができている。

### (3)特別支援学校による教育・支援

県立特別支援学校17校では、小中学校の児童生徒を対象に「通級による指導」を行っている。視覚障害や聴覚障害、肢体不自由、病弱の児童生徒に対して、専門的な指導を提供しており、複数の障害に対応している学校もある。対象児童生徒等の障害の状況や通級のしやすさにより、特別支援学校だけでなく、サテライト教室や巡回指導といった様々な形態で「通級による指導」を展開している。これにより、障害のある児童生徒が切れ目ない支援を受けることが可能となっている。今後も市町村教育委員会や小中学校と連携し、指導を実施していく。

さらに、地域で障害に応じた指導が受けられるように複数の障害種に対応できる特別支援学校を整備し、教員の専門性の向上に努めている。免許法認定講習等での障害種に応じた特別支援学校教諭免許状の取得を勧めたり、通級による指導の担当者が、専門的な指導を実施している学校での研修に参加したりして、専門性の向上を図っている。

## 4 切れ目ない支援体制の充実

文部科学省は令和3年6月に「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」を公示した。障害のある子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供や、就学後を含む一貫した教育支援の充実が図られるよう、また、障害のある子供の教育支援に携わる全ての関係者の指針となるよう、「教育支援資料（平成25年10月）」の名称を変

更するとともに、内容の改訂を行った。

今回の改訂では、特に、教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を柔軟に見直すことについて改めて理解を深め、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場における学びの連続性の実現を一層推進していくことが示されている。

その中で、第3章の11では情報の引継ぎについて示されている。就学や進学等の際における情報の引継ぎの重要性や、教育のデジタル化を踏まえた環境整備が必要であることを踏まえ、個別の教育支援計画の作成・活用に関する記述がされている。支援の内容等に関する情報を切れ目なく確実に引き継ぐことが重要であることを示した。

特に小中学校等の特別支援学級や通級による指導で様々な指導を受けていた生徒が、高等学校において指導を受けるに当たって、小中学校等での指導や合理的配慮の状況などが十分引き継がれていないとの状況が散見されることから、「個別の教育支援計画」やこれまで各地域で共有されてきた関連資料を活用し、小中学校等での指導を高等学校での指導につなげていくことの重要性が指摘された。

個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成について、特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒については作成し活用することが学習指導要領に明記されている。本県においても両計画の作成は進んでいるが、活用（引継ぎ）となると、まだ十分とは言えない。文部科学省からは、別途、「個別の教育支援計画の参考様式について（事務連絡）」なども発出された。本県においても個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成や両計画を活用した情報の引継ぎに重点的に取り組んでいく。



## 5 ICTの利活用による教育の質の向上

先に挙げた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」では、障害のある子供の学びの場の整備と連携強化、特別支援教育を担う教師の専門性の向上、ICT活用等による特別支援教育の質の向上、関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実について報告された。

本県では令和3・4年度に文部科学省の「ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実（ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究）」を受託し、障害種別に、遠隔による自立活動の効果的な指導の在り方について明らかにすること等を目的として、「遠隔による自立活動の効果的な指導」に取り組んだ。

移動時間と空間の制限を超えて、遠方の児童生徒とオンラインを活用して行ったペア学習や交流学习が効果的であったとの報告が多くあった。今後も、ICTを活用し、外部機関等と学校が連携して児童生徒の指導・支援をする「学びのネットワーク」を構築し、活用していく。

研究の詳細は『ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究 実践報告パンフレット』と『遠隔による自立活動の指導スタートガイド』にまとめた。県教育委員会ホームページを参照していただきたい。



## 6 特別支援学校の整備

令和4年に流山市に「東葛の森特別支援学校」が開校し、県内の県立特別支援学校は37校になった。特別支援学校は近年児童生徒数が増加し、過密化が課題となっている。今後も受け入れ規模を超える児童生徒数が見込まれることから、特別支援学校の整備を進めていく予定である。計画については、先に紹介した「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」と併せて策定された「第3次県立特別支援学校整備計画」を参照していただきたい。

## 7 これからの時代の特別支援教育

障害の有無に関わらず誰もがその能力を發揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指すには、インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある。

切れ目ない支援を充実させ、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、本県では、今後も連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を行っていく。



国立特別支援教育総合研究所では障害種別の短期専門研修を実施し、毎年県内の特別支援学校の教員が参加している。インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研修会には、小中学校や高等学校の教員も参加している。同研究所が開設しているホームページには「NISE 学びラボ」という研修コンテンツがあるので、ぜひ活用していただきたい。